

令和4年度

仙 北 市

道路除雪計画書

建設部・建設課

総 括 表

地 域	田沢湖	西 木	角 館	地 域 合 計
除 雪 延 長 (Km)	231.6	101.3	150.3	483.2
路 線 数 (路線)	530	195	454	1,179
委 託 業 者 数 (社)	24 (23)	5 (4)	6	35 (33)
委 託 運 転 員 数 (人)	51 (散布1人含)	18	29 (散布1人含)	98
直 営 台 数 (台)	0 (路線有)	0 (路線有)	0 (路線有)	0
貸 与 台 数 (台)	10 (散布1台含)	15	12 (散布1台含)	37
リ ー ス 台 数 (台)	3	3	11	17
業 者 所 有 台 数 (台)	38	0	6	44
除 雪 車 総 数	51	18	29	98
融雪剤散布車 (台)	1(委託)	0	1(委託)	2(委託2) ※上記総数にカウント済み
待 機 車 輦	4 (路線無)	2	3 (路線無)	9
雪捨て場・日中対応	3 (リース1)	0	2 (リース1)	5 (リース2)

仙北市道路除雪計画指針

令和4年度仙北市道路除雪計画は次のとおりとする。

1. 目 的

この計画は、冬季における地域の産業経済活動と民生の安定を図るため、安全で円滑な道路交通を維持することを目的とした除雪事業に関する基本事項を定め、地域住民の積極的な協力を得ながら、この事業の円滑な実施を推進することを目的とする。

2. 除雪路線

除雪の計画路線は、市が管理する主要幹線道路を主体として、国道・県道との連絡、物資の輸送、通勤・通学路など市民生活安定に必要な路線について、状況に応じて除雪を行う。

3. 除雪路線区分

除雪路線区分は、その路線の重要度・幅員・線形・沿道状況を勘案して、第1種、第2種、第3種の3段階とし、次の区分とする。

区 分	除 雪 目 標	備 考
第1種	・除雪幅員は、2車線確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 ・異常降雪時においては1車線を確保し、降雪後すみやかに2車線の確保を図る。	幹線1級市道及びこれに準ずる市道（バス路線・通学路）
第2種	・除雪幅員は、常時交通を確保するため2車線とする。 ・2車線の確保が困難な区間は、1車線の幅員で交通を確保するとともに必要に応じて待避所を設ける。	幹線2級市道及びこれに準ずる市道
第3種	・除雪幅員は、1車線を確保するとともに必要に応じて待避所を設ける。 ただし、異常降雪の場合は状況に応じて排雪など適切な方法で路線確保を図る。	その他市道

※公共施設の除雪については、除雪路線を時間どおり確保できる見込みがある場合、随時実施する。

4. 観測態勢

各地域の係員（除雪受託者及び市役所担当職員）による巡回観測を実施し、出動判断を行う。

◎巡回区分

- ・田沢湖高原・水沢地区
- ・田沢・鎧畑地区
- ・生保内地区

- ・ 神代地区
- ・ 上桧木内地区
- ・ 桧木内地区
- ・ 西明寺地区
- ・ 角館地区

5. 除雪実施基準

(1) 新雪除雪

除雪の実施については、降雪10cm以上になった場合、また気象状況等の情報収集に努め、降雪深さが10cmに達すると予想される場合に、各地域の係員の指示により出動する。

作業は原則として午後11時以降から実施し、午前7時まで除雪を終了させるものとする。また、バス路線については始発車の運行に支障のない作業を実施する。

(2) 圧雪除雪

路面の凹凸整正は、常時パトロールのうえ実施し、極力「わだち」の生じないよう作業強化に努める。また、交差点周辺は除雪による「段差」などの交通障害が生じないよう充分注意して作業を実施するとともに、交差点処理については後続の除雪車が処理する。

(3) 凍結防止剤散布

路面凍結により通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合に出動する。

(4) 運搬排雪

市街地において、路肩への堆雪により幅員減少や視距障害等の交通障害が発生した場合、又は予想される場合は運搬排雪する。

(5) 歩道除雪

降雪が10cmに達した場合、又は車道除雪された雪が歩道上に堆積し、歩行者の障害となる場合出動する。また、通園通学路を優先して実施し、冬季歩行者空間を確保する。

なお、除雪の実施基準は降雪深さにより次のとおり区分する。

- ① 平常時（降雪が10cmを超え～50cm以下、又は積雪が80cm以下の場合）
 - ・ 除雪路線は第1種、第2種、第3種路線を、除雪車出動後7時間以内を目標に確保する。
 - ・ 歩道及び路肩除雪については、出来る限り周辺住民並びに町内会等の協力で確保する。

② 警戒時（積雪が 80 cm を超え～ 100 cm 以下の場合）

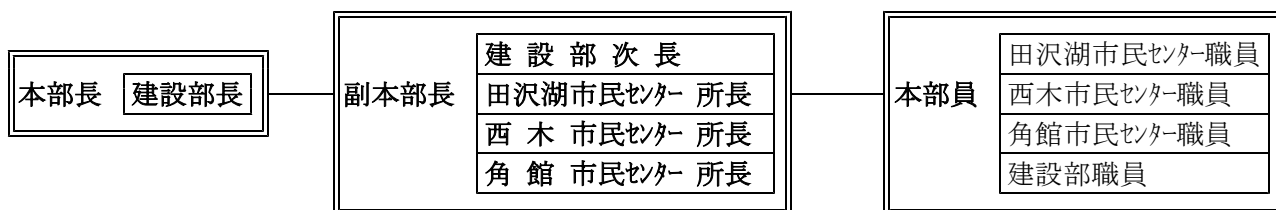
- ・ 除雪路線は第 1 種、第 2 種路線を優先路線として、除雪車出動後 7 時間以内を目標に確保する。
- ・ 第 3 種路線は、優先路線を確保後に実施するものとし、状況に応じて除排雪が必要な地域は住民と協力し随時確保する。

③ 緊急時（積雪が 100 cm を超えた場合）

- ・ 除雪路線は第 1 種、第 2 種路線を優先路線とし、除雪可能な機械の増強により、12 時間以内に確保する。
- ・ 第 3 種路線は、優先路線を確保した後、除排雪を実施するとともに住民の協力を求め、一斉除雪などを実施し随時確保する。
- ・ 降雪が続き被害の発生が予想される場合は、道路除雪対策本部を仙北市地域防災計画に基づく仙北市雪害警戒本部に包括する。

6. 道路除雪対策本部組織及び配備体制

（1）道路除雪対策本部組織



（2）配備体制

道路除雪対策本部は、本部長が除雪を必要と認めたときは活動態勢に入るものとする。

本部員の総務班、除雪班は次の区分により配備態勢を整える。

区分	配 備 体 制	除雪機械
第一配備態勢	◎ 降雪が 10 cm を超え～ 50 cm 以下、又は積雪 80 cm 以下の場合 ア) 各地域の除雪班長は、降雪が予想されると判断したときは、地域本部員に担当地域の除雪委託業者に対し、除雪の準備態勢を整えるよう指示する。 イ) 大雪注意報が発表された場合又は気象情報などから降雪が予想される場合は、速やかに出動できる態勢を整える。 ウ) 各地域の除雪班長は、降雪 10 cm 以上となった場合、又は 10 cm を超えると予想される場合は、早期に出動を発令することができる。	市所有 65 台 借上げ 44 台 凍結防止剤散布車 3 台
第二配備態勢	◎ 積雪が 80 cm を超え～ 100 cm 以下の場合 ア) 大雪警報が発表された場合又は積雪が 80 cm を超えて、今後も引き続き降雪が予想される場合は、本部員を増員するとともに路線確保にあたる。 イ) 状況に応じて、民間借上げ除雪機械を追加する。 ウ) 狭隘道路、袋小路等の除排雪を実施する。	市所有 65 台 借上げ 44 台 凍結防止剤散布車 3 台

第三 配 備 態 勢	◎ 積雪が100cmを超えた場合	市所有 65台
	ア) 積雪が100cmを超え、今後も引き続き降雪が予想される場合は、民間借上げ除雪機械を追加し路線確保にあたる。	借上げ 44台
	イ) 市民生活の安定を図るため、市民一斉除雪日を設定するなど、市民の協力を得て路線確保にあたる。	凍結防止剤散布車 3台
	ウ) 降雪が続き被害の発生が予想される場合は、地域防災計画に基づき、道路除雪対策本部を包括し雪害警戒本部を設置することができる。	必要に応じ増車する

7. 地区別除雪延長

地 区 名	除雪路線数	市道総延長 m	除雪延長 m	除雪率%
田 沢	54	78,943	19,535	24.7
生保内	277	133,834	99,718	74.5
神 代	199	150,378	112,347	74.7
桧木内	82	68,158	36,937	54.2
西明寺	113	72,736	64,384	88.5
角 館	173	62,274	39,906	64.0
中 川	91	92,175	35,516	38.5
雲 沢	112	134,345	40,689	30.3
白 岩	78	103,319	34,141	33.0
計	1,179	896,162	483,173	53.9

8. 除雪機械配備計画

除雪機械配備計画は、「除雪路線網図」に掲げるとおりとする。

9. 雪捨て場

市街地の雪捨て場は下記のとおりとする。

- ・田沢湖地区 「山居橋」上流左岸の河川敷
- ・角館地区 「岩瀬橋」上流右岸の河川敷
- ・西木地区 「小原木橋」下流左岸の河川敷

10. 除雪機械の点検整備と交通安全について

- (1) 除雪機械のオペレーターは、出動前後の点検整備を完全に実施し、故障による事故や運休のないように努める。
- (2) 除雪作業中は、他の安全に充分注意し、人身及び物損事故のないように努める。
- (3) オペレーターは常に健康管理に努める。
- (4) 除雪機械の鉄道踏切運行には充分注意し、事故のないよう努める。

11. 市民への協力要請

下記の事項について、広報等でPRに努め、除排雪に対する市民の協力を要請する。

- ① 路上駐車 of 自肅について
- ② 屋根雪等の路上への排雪自肅について
- ③ 自宅前周辺道路等の自主的除排雪について
- ④ 流雪溝への計画的な排雪について
- ⑤ 地域ぐるみの除排雪活動の推進について
- ⑥ 消火栓・防火水槽周辺の除雪について

12. 除雪記録及び報告

各地域の除雪班は、除雪機械の稼働状況・除雪状況等を調査し、対策本部に報告する。

13. 道路除雪対策本部の設置期間

道路除雪対策本部の設置期間は、12月1日から翌年の3月31日までとする。
ただし、この期間外に降雪があった場合はこれを準用する。